

## 氷川町婚活イベント参加支援助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、結婚を希望する独身の男女に対し、結婚のきっかけづくりを支援し、少子化の要因の一つである未婚化・晩婚化の進行に歯止めをかけるため、氷川町婚活イベント参加支援助成金(以下「助成金」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象経費)

第2条 助成金の対象となる経費は、八代市又は芦北町が主催又は助成する婚活イベント(以下「婚活イベント」という。)の参加費とする。

(対象者)

第3条 助成金の交付を受けることができる者は、婚活イベントに参加した町内に住所を有する者とする。

(助成金額)

第4条 助成金額は、第2条に規定する婚活イベントの参加費の2分の1とする。

2 助成回数は、1人当たり一年度につき2回を限度とする。

(交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、氷川町婚活イベント参加支援助成金交付申請書兼請求書(様式第1号)を、助成の対象となる婚活イベントが終了した年度の3月31日までに町長に提出しなければならない。

(交付決定及び助成金の交付)

第6条 町長は、前条による書類の提出があったときは、この告示に基づき審査し、助成金の交付の可否を決定し、氷川町婚活イベント参加支援助成金交付・不交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

2 前項に定める交付の可否の決定について、助成金の交付が適当と認められる場合は、予算の範囲内で助成金を交付するものとする。

(助成金の返還)

第7条 助成金を受けた申請者が、虚偽の申請等不正の手段により助成を受けたときは、既に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第8条 この告示に定めのない事項については、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

氷川町長 様

申請者 住所  
氏名

㊞

氷川町婚活イベント参加支援助成金交付申請書兼請求書

下記のとおり氷川町婚活イベント参加支援助成金交付要綱第2条に定める事業に参加したので、同要綱第5条の規定により、申請します。

記

参加年月日	年 月 日
参加事業名称	
イベント参加費	円
交付申請額	円

添付書類

- (1) 領収証
- (2) 参加した婚活イベントのチラシ

口座振込依頼書 下記口座に振り込みくださるよう依頼します。														
振込先	金融機関名				支店名				口座番号					
	銀行 農協 信用金庫				店 支所 出張所				普通 当座					
	ゆうちょ 銀行	記号						番号						
口座 名義人	(フリガナ)													

口座は申請者本人のものに限ります。

様

氷川町長

氷川町婚活イベント参加支援助成金交付・不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった氷川町婚活イベント参加支援助成金交付申請について、氷川町婚活イベント参加支援助成金交付要綱第6条の規定により、次のとおり決定したので通知します。

記

助成金交付申請に対する決定内容	交 付 ・ 不 交 付
助 成 金 の 交 付 額	金 円
助 成 金 の 支 払 予 定 日	年 月 日
助 成 金 を 交 付 し な い 理 由	